

近年、生成 AI という言葉を聞かない日はないほど、AI は急速に私たちの生活に入り込んできました。私自身も、業務の中で AI を活用する機会が日に日に増えている実感があります。文章作成、要約、企画立案など、仕事のさまざまな場面で利用されており、業務効率化の観点から見ても非常に便利なツールです。その一方で、便利さゆえの危うさも感じています。

ある調査では、社会人 1・2 年生の 42.8% が「生成 AI の結果をそのまま仕事に使うことはアリ」と回答しています。特に社会人 2 年生男性では 47.6% に達しており、若い世代ほど AI を抵抗なく利用している実態が見えてきます。

私は、業務で AI を使うには「ある程度こちら側にも知識があること」が重要だと感じています。AI はもっともらしい文章を作ることは得意ですが、その内容が本当に正しいかまでは保証してくれません。知識や経験が不足していると、AI の回答を疑うことができず、そのまま受け止めてしまいやすくなります。

例えば、法律、労務、人事などの分野は、少しの認識違いが大きなトラブルにつながります。AI の回答をそのまま使えば、誤った説明や不適切な対応をしてしまう可能性もあります。つまり、AI を安全に使うためには、「AI の答えを検証できる知識」が必要なのです。

だからこそ大切なのは、「AI に考えてもらう」のではなく、「AI を使って自分で考える」という姿勢です。AI は便利な補助ツールですが、最終的に判断するのは人間です。これからの時代に求められるのは、単に AI を使うことではなく、AI の内容を自分で判断し、適切に使いこなせる力ではないでしょうか。

社会保険労務士 鈴木隆彦

当所からのお知らせ



1. 雇用保険料率について

令和 8 年 4 月分（事業所によっては 4 月支払い給与）から雇用保険料率は **0.5%**（農林水産・清酒製造の事業で 0.6%、建設の事業で 0.6%）となりました。詳細は以下の通りとなります。

< 令和 8 年度の雇用保険料率 >

（赤字は変更部分）

事業の種類	負担者	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和 7 年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和 7 年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和 7 年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

（枠内の下段は令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の雇用保険料率）

2. 協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率改定について

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率（被保険者負担分）は、本年3月分（4月納付分）から以下の通り変更しております。

【健康保険料率】

宮城県：改定前	1000分の50.55	→	改定後	1000分の50.50
山形県：改定前	1000分の48.75	→	改定後	1000分の48.75※変更なし
福島県：改定前	1000分の48.10	→	改定後	1000分の47.50
岩手県：改定前	1000分の48.10	→	改定後	1000分の47.55

【子ども・子育て支援金】（全国一律）

本年4月分（5月納付分）から **1000分の0.115**

【介護保険料率（全国一律）】 ※対象者は40歳以上65歳未満

改定前 1000分の7.95 → 改定後 **1000分の8.100**

※協会けんぽ以外の事業所様につきましては変更がございましたら別途、各組合等の案内をご確認ください。

健康診断における「異常所見あり」への事業主の対応について

事業主には、従業員の健康確保を行う安全配慮義務があります。
そのため、今回は健康診断で異常所見があった場合の事業主の対応についてご案内いたします。

1. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断結果に異常所見がある労働者について、事業主は健診実施後3ヶ月以内に医師または歯科医師から、就業上の措置に関する意見を聴かなければなりません（労働安全衛生法）。
医師の意見聴取を行う場合は、主に次の方法があります。

- ◆ 自社の産業医に依頼する
- ◆ 健診を実施した医療機関に相談する
- ◆ 産業医がない小規模事業場（労働者50人未満）の場合は、地域産業保健センターを利用する

宮城県では、宮城産業保健総合支援センターが窓口となっており、県内の地域産業保健センターで「健康診断結果についての医師からの意見聴取」を無料で支援しています。

2. 健康診断実施後の措置

医師の意見を踏まえ、必要に応じて以下のような措置を実施します。

- ◆ 労働時間の短縮
- ◆ 深夜業・残業の制限
- ◆ 配置転換
- ◆ 作業内容の変更
- ◆ 休業・療養の勧奨

3. 本人への結果通知と保健指導

健康診断結果を本人に通知し、必要に応じて再検査・精密検査の受診勧奨や保健指導を行います。

4. 健康情報の適切管理・記録保存

健康診断結果は個人情報として適切に管理し、目的外利用を避ける必要があります。一般健康診断の結果記録は **5年間保存**する義務があります。

なお、常時50人以上の労働者を使用する会社（事業場）では、異常所見がなくとも定期健康診断結果報告書を労働基準監督署へ届出する義務があります。

「異常所見あり」の場合は、単に結果を渡すだけでなく、医師の意見を踏まえて安全に働ける環境を整えることが重要となります。